

## 泊発電所3号炉

地盤(敷地の地質・地質構造)に関するコメント回答  
(令和2年9月10, 11日現地調査における指摘事項)

---

令和2年10月9日  
北海道電力株式会社

# 令和2年9月10, 11日現地調査における指摘事項

No.	指摘事項
1	開削調査箇所(北側)において、M1ユニット下部の砂礫層は、当該層中にどのような構造が認められることを以って、F-1断層の活動による影響を受けていると判断されるかを改めて整理した上で、評価箇所の砂礫層(Tf2ユニット)がF-1断層の影響の有無について評価可能であるとした考えを明確にすること。
2	開削調査箇所(南側)南側壁面の背後法面天端付近において、旧海食崖との関係で見かけ、基盤岩(旧海食崖)を覆う様にTs3ユニットが堆積していると説明があった箇所については、追加掘削(横断掘削箇所⑤)が行われたことにより、詳細な状況が現地調査で確認できなかったことから、観察事実に基づき当該箇所の堆積状況を明確にすること。
3	開削調査箇所(南側)南側壁面の背後法面天端付近において、火山礫凝灰岩のブロックと評価している箇所は、基盤岩に連続している様に見えるため、観察事実に基づき、評価を行うこと。
4	開削調査箇所(南側)に認められるTs3ユニットが、Ts2ユニット及びTs1ユニットと同様、海成砂層に挟在していたと評価する根拠を示すこと。その際、過去の空撮写真等を用いて、敷地の地形改変履歴を整理すること。また、現存しないF-1断層開削調査箇所のスケッチには、法肩部に「盛土」との記載があり、現地調査ではF-1断層開削調査箇所の掘削土を仮置きしたものとの説明を受けたが、この点も含め履歴を整理すること。
5	<p>開削調査箇所(南側)に認められるTs3ユニット(遷移部含む)、Ts2ユニット、M1ユニット等については、既往のデータを再整理するとともに、以下の測定、分析、観察、検討等を実施し、ユニット区分の根拠を明確にすること。また、Ts3ユニット(遷移部含む)については、堆積時期、成因等の検討を実施し、その結果を形成史に反映すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各堆積物中には斜長石が比較的多く認められるため、その供給源を明確にできる可能性があることを踏まえた、斜長石の屈折率測定又は主成分分析の実施</li> <li>・Ts3ユニット中の葉理が認められる箇所における堆積構造の観察</li> <li>・Ts3ユニット中に認められる上に凸の構造の成因検討</li> <li>・Ts3ユニット中に認められる礫の引き伸ばし様の構造の成因検討</li> <li>・Ts3ユニット中に認められる水平方向の線構造及び基底面に認められる線構造の成因検討</li> </ul>
6	敷地周辺において、凍上が発生した事例があるか確認すること。
7	31m盤の盛土確認箇所において認められる海成砂層については、その堆積状況(層相、分布標高等)を資料化すること。

